

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年八月三十日大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十二 (略)</p> <p>十三 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する企業結合をいう。</p> <p>十四 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企業をいう。</p> <p>十五 被取得企業 財務諸表等規則第二十七項に規定する企業をいう。</p> <p>十六 存続会社 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する会社をいう。</p> <p>十七 結合企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。</p> <p>十八 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する企業をいう。</p> <p>十九 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二十	結合当事企業	財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。	(新設)
二十一	パーチェス法	財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する方法をいう。	(新設)
二十二	持分プーリング法	財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する方法をいう。	(新設)
二十三	共通支配下の取引	財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する共通支配下の取引をいう。	(新設)
二十四	事業分離	財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する事業分離をいう。	(新設)
二十五	分離元企業	財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する企業をいう。	(新設)
二十六	分離先企業	財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する企業をいう。	(新設)
(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載)			
第四条	中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。		
一	(略)		
二	固定資産の償却の方法及び主な償却期間		
三〇九	(略)		
(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載)			
第四条	中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。		
一	(略)		
二	固定資産の減価償却の方法		
三〇九	(略)		

## (重要な後発事象の注記)

第五条の二 中間貸借対照表日後、当該会社の当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

## (パーチェス法を適用した場合の注記)

第五条の十 財務諸表等規則第八条の十七の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項並びに第五項第一号及び第二号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同項第十二号、第三項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第十二号及び第十三号、第三項第一号並びに第五項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第六項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸

## (重要な後発事象の注記)

第五条の二 中間貸借対照表日後、当該会社の当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

## (新設)

表」と読み替えるものとする。

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八及び第八条の十九の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同規則第八条の十八第一項から第三項まで及び第八条の十九第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同規則第八条の十八第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項及び同規則第八条の十九第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第二号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第五条の十二 財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収した場合について準用する。この場合において、同規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同規則第八条の二十第三項及び第八条の二十一第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と。

(新設)

(新設)

「と、同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と読み替えるものとする。

(共同支配企業の形成の注記)

第五条の十三 財務諸表等規則第八条の二十二の規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(新設)

(事業分離の注記)

第五条の十四 財務諸表等規則第八条の二十三の規定は、事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第三号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(新設)

(分離先企業の注記)

第五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、分離先企業について準用する。 (新設)

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第五条の十六 財務諸表等規則第八条の二十五の規定は、企業結合に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(新設)

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第五条の十七 財務諸表等規則第八条の二十六の規定は、事業分離に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(新設)

(継続企業の前提に関する注記)

第五条の十八 (略)

(継続企業の前提に関する注記)

第五条の十 (略)

(注記の方法)

第七条 (略)

2 第五条の十八の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中

(注記の方法)

第七条 (略)

2 第五条の十の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間

<p>間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第五条の十八の規定による注記の次に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(企業結合に係る特定勘定の注記)</p> <p>第三十条 財務諸表等規則第五十六条の規定は、負債に計上されている企業結合に係る特定勘定について準用する。</p> <p>(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)</p> <p>第五十条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益について準用する。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第五条の十の規定による注記の次に記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十条 削除</p> <p>(新設)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

S